

## 道路等境界確認事務取扱要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、緑政土木局所管の道路、河川、水路その他これらに類する公共の用に供されている土地及び都市公園（以下「道路等」という。）の管理保全を図るため、道路等とその隣接地との境界を協議のうえ確認すること（以下「境界確認」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (境界確認を行う土地の区分)

第2条 この要綱で取扱う境界確認は、次に掲げる土地について行うものとする。

(1) 本市の所有に係る土地

(2) 愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）の規定により本市が処理することとされた事務に係る国土交通省所管の国有財産

2 前項の規定にかかわらず、登記所備付地図作成事業（法務省所管）又は地籍調査事業（国土交通省所管）によって作成された地積測量図が登記所に備え付けられている土地については、境界確認は行わない。ただし、測量調査課長（以下「課長」という。）が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

### (境界確認の申請)

第3条 課長は、境界確認の実施にあたって、境界確認を申請する者（以下「申請者」という。）に、確認申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を名古屋市長あてに提出させるものとする。

### (申請者)

第4条 申請者は、道路等に隣接する土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 法人が土地所有者の場合

当該法人の代表者（当該法人が解散又は破産した場合は、当該解散又は破産に係る清算人又は破産管財人）とする。ただし、申請に係る土地（以下「申請地」という。）の処分に関して土地所有者の代表者以外の者が権限を有する場合において、当該代表者以外の者が申請地の処分権限を有することを証する書面を添付した場合は、申請地の処分権限を有する者を適格な申請者としてすることができるものとする。

(2) 共有地の場合

原則として共有者全員とする。

(3) 登記されている土地所有者が死亡している場合

原則として相続人（遺産分割協議等で相続人が特定されている場合はその相続人）全員とする。この場合において、申請書に相続人であることを証する書面（遺産分割

協議書、相続関係図等とし、原則、相続関係を証明する戸籍全部事項証明書等）を添付するものとする。

(4) 未成年者又は成年被後見人等が土地所有者の場合

法定代理人（親権者又は後見人等）とする。この場合、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付するものとする。

(5) 土地所有者が不在者の場合

法定代理人（財産管理人）とする。この場合、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付するものとする。

(6) 開発行為又は用途廃止の申請で、土地所有者が多数の場合

申請地の土地所有者の委任を受けた開発行為又は用途廃止の施行者としてすることができるものとする。この場合において、当該施行者が申請地の土地所有者から委任を受けたことを証する書面を添付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、土地所有者に代わって事務の一部又は全部を代理する場合は、その代理人が申請書に委任状を添付のうえ委任された事務を行うことができるものとする。

3 第1項第2号及び第3号の場合において、共有者又は相続人（相続人が複数である場合に限る。）のうち1人が、他の共有者又は相続人の全員から委任を受けているときは、当該委任を受けた共有者又は相続人を適格な申請者としてすることができる。この場合において、申請者が委任を受けたことを証する書面を申請書とあわせて提出させるものとする。

（申請書の添付図書）

第5条 申請書には、次に掲げる図書を添付させるものとする。

(1) 現地見取り図

(2) 法務局備付けの地図又は公図の写し（申請地と道路等との境界を朱線で示したもの。地図等を転写した場合は、場所、年月日を記入する。）

(3) 申請地及び市有地に係る申請日前3か月以内の登記事項証明書、登記事項要約書又は登記情報提供制度によって提供を受けた登記情報（以下「登記事項証明書等」という。）（ただし、課長が必要と認めた場合は、申請地の隣接地及び対側地の登記事項証明書等をあわせて添付させる。）

(4) 委任状（前条第2項及び第3項の規定による委任をする場合に限る。）

(5) その他必要と認められる図書で、概ね次に掲げる図書

ア 地積測量図

イ 筆界特定書（添付図面を含む。）

ウ 土地区画整理確定図等

エ その他境界確認に参考となる図書

2 前項第4号の委任状は、受任者において委任された権限の範囲を明確に記入されたも

ので、かつ、委任者が署名又は記名押印したものでなければならない。

(申請に基づく立会い等)

第6条 課長は、第3条の申請書を受理したときは、申請者に現況実測図を作成させ、それに基づき必要な事項を協議するものとする。現況実測図の作成方法については、現況実測図作成要領（令和7年4月1日施行）によるものとする。

2 課長は、申請者と立会いを行い両方で境界確認する。また、その他境界確認に関して必要と認める者（以下「関係人」という。）がいる場合は、申請者に対し、当該関係人との立会いを指示するものとする。

3 関係人は立会いについて第三者を代理人とさせることができるものとする。

(資料調査)

第7条 課長は、境界確認のために必要な範囲で個人情報等を取得及び利用した場合は、適正に管理しなければならない。

(境界確認)

第8条 課長は、区画整理確定図、公図の写し、地積測量図、その他参考とすべき資料並びに現地の事前調査及び関係者の意見等に基づき境界の調査を行うものとする。

2 課長は、前項の調査結果及び第6条第1項に定める現況実測図を基に、申請者に土地の境界に関する本市の認識を示すものとする。

3 課長は、道路・河川区域内の土地の所有権が本市以外の者にある場合において、必要があると認めるときは、その者の意見を求めるものとする。

4 課長は、立会いにあたり、申請書に添付されている登記事項証明書等により立会者を確認するものとする。

5 境界の確認は、原則として立会いを必要と認める者全員によって行うものとする。

(課公所長からの測量依頼)

第9条 課長は、境界確認の測量を必要とする緑政土木局に属する課及び公所の長（以下「課公所長」という。）から境界の確認依頼を受けた場合には、依頼箇所、測量範囲等についてあらかじめ協議したのち、測量依頼書（第4号様式）を課長に提出させるものとする。

2 課長は、境界確認作業方法について、課公所長に対し、境界確認作業通知書（第5号様式）（以下「境界確認作業通知書」という。）により通知するものとする。

(課公所長による境界確認)

第10条 課長又は課公所長は、境界確認作業通知書の境界確認作業方法のとおり依頼箇所の測量を行い、課公所長はこの測量結果に基づき、隣接地所有者等と立会いのうえ境界の確認を行うものとする。

2 課長は、前項の立会いの結果、境界について隣接地所有者等から疑義の申出があり、課公所長から課長の立会いを求められた場合には、課公所長からの立会いに応じることができるものとする。

- 3 課公所長は、第1項の結果について、境界確認結果報告書（第6号様式）を課長に提出するものとする。

（他機関からの境界確認）

- 第11条 課長は、境界確認の測量を必要とする他機関（国、県、他局等）から依頼を受けた場合は、測量範囲等について協議するものとする。

- 2 課長は、他機関に対し、前項の協議にしたがい測量を行わせた場合には、すみやかに現況実測図を提出させるものとする。

（境界確認の完了）

- 第12条 市長は、第8条第5項の境界の確認が得られた場合は、原則として申請者に境界確認協議図（第8号様式）（以下「境界確認協議図」という。）を作成させ、2部提出させるものとする。

- 2 境界確認協議図の提出日が、申請日から起算して6か月以上経過している場合には、境界確認協議図提出日前14日以内に発行された登記事項証明書等をあわせて提出させるものとする。

- 3 第6条第2項の規定により、関係人との立会いを指示した場合は、次に掲げる事項を境界確認協議図に記載させるものとする。

- (1) 申請番号

- (2) 関係地番

- (3) 立会年月日

- (4) 関係人の氏名（第6条第3項の規定により第三者を代理人とした場合は代理人の氏名）

- (5) その他必要な事項

- 4 市長は、境界の確認がなされたと認めたときには、第1項により申請者から提出を受けた境界確認協議図1部を添付した境界確認書（第9号様式）（以下「境界確認書」という。）により申請者に通知するものとする。

- 5 市長は、次の場合には境界確認不調通知書（第10号様式）（以下「境界確認不調通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

- (1) 申請者と境界の確認について協議が調わない場合

- (2) 申請地が所有権確認等の訴訟又は係争中の場合。ただし、訴訟内容により境界の確認を行っても支障のない場合は、この限りでない。

- (3) その他境界の確認ができない場合

- 6 境界確認書又は境界確認不調通知書の発行により、境界確認に係る事務（以下「業務」という。）を完了とする。

- 7 課長は、境界の確認において追加の資料が必要と認める場合は、申請者に当該資料を請求するものとする。

（座標明示地区における協議等の省略）

第12条の2 申請地が座標明示地区（本市が道路等とその隣接地との境界を世界座標で管理している区域をいう。）に所在する場合であって、当該申請地に係る協議点が他の境界確認において確認されているときは、第6条第1項に規定する現況実測図の作成及び協議（以下「協議等」という。）を省略することができる。ただし、申請者が境界について協議等を求めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、市長は、境界確認書での通知に代えて、境界座標確認書（第12号様式）により申請者に通知するものとする。

（境界確認の取り下げ）

第13条 市長は、申請者から申請を取り下げる旨の意思表示があったときは、業務を中止するものとする。

2 前項の規定により取り下げの意思表示をしようとする申請者については、取り下げ報告書（第3号様式）（以下「取り下げ報告書」という。）を速やかに提出させるものとし、当該報告書の受理をしたときに、業務を完了したものとする。

3 申請地において、業務の完了前に土地所有者の変更（以下この項において「変更」という。）があった場合は、申請者（申請者が死亡した場合は土地に関して権利を有する相続人。又は申請者が死亡した場合にあらかじめ申請者から取り下げの委任が代理人になされている場合は当該代理人）に取り下げ報告書を速やかに提出させるものとする。ただし、申請者が次のいずれかに該当する場合は、その限りでない。

（1）変更後にあってもなお、申請者が申請地の処分に関する権限を有する者であるとき

（2）変更後の土地所有者から、申請者に対して境界確認に関する委任状が提出されたとき

（3）申請者が死亡した場合は、その相続人全員から申請者の代理人に対して境界確認に関する委任状が提出されたとき

4 次に掲げる場合には、課長は申請者に対し、経過報告書（第11号様式）（以下「経過報告書」という。）の提出の依頼を行うことができる。この場合において、当該依頼の日から起算して14日が経過してもなお、本項各号に規定する提出すべき図面（以下この条において「提出すべき図面」という。）又は経過報告書が提出されない場合には、再度経過報告書を提出するよう催告を行うことができる。

（1）第6条第1項の現況実測図の作成を指示した日から起算して6か月以上経過して、申請者から現況実測図が提出されない場合

（2）第8条第2項の協議の日から起算して6か月以上経過して、申請者から境界確認協議図が提出されない場合

5 前項後段の催告の日から起算して14日を経過してもなお、提出すべき図面又は経過報告書が提出されない場合には、境界確認の申請につき、取り下げの意思表示があったものとみなす。

6 第4項後段の催告は、文書により行うものとする。この場合において、確実な催告の

到達に資すると認める時は、文書とあわせて、電子メール、電話、口頭その他の方法で催告を行うものとする。

7 第4項の規定により経過報告書が提出された場合において、経過報告書により業務を実施中であり、業務の終了までに時間を要することについてやむを得ない事由が存することが確認された場合は、新たに提出すべき図面の提出期限を設けて業務を行わせるものとする。

8 前項の規定により新たに期限が設けられた場合において、当該期限までになお境界確認協議図が提出されない場合における催告等の取り扱いについては、第1項から前項までの規定を準用して行うものとする。

(記録書の作成)

第14条 課長は、境界確認又は境界確認に必要な測量をした職員に記録書を作成させるものとする。

(公共用財産への準用)

第15条 次に掲げる土地の境界確認については、第2条から前条までの規定(第9条及び第10条を除く。)を準用するものとする。この場合において、「測量調査課長」を「都市農業課長」と読み替えて適用するものとする。

- (1) 農業センター管理地
- (2) 東谷山フルーツパーク管理地
- (3) 農業文化園管理地

(区域確認)

第16条 区域確認とは、次に掲げる道路又は河川の区域を確認することをいうものとする。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により決定された道路の区域
- (2) 河川法(昭和39年法律第167号)第100条第1項に規定する準用河川の区域及び名古屋市長の管理する一級河川及び二級河川の区域

2 前項の区域確認に関する取扱いについては、第2条から第14条までの規定を準用して行うものとする。この場合において、「境界確認」を「区域確認」と読み替えて適用するものとする。

(その他)

第17条 境界確認(第15条による場合を除く。)又は区域確認に係る申請、協議、立会い及び通知等の各事務において、特段の事情がある場合は、緑政土木局境界確認審査会設置規程に基づく審査会により決定するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、緑政土木局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日より施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に提出されている申請書及び依頼書は、従前の例により取扱うことができる。
- 3 次に掲げる内規は廃止する。
  - (1) 道路等境界明示取扱要綱（平成20年4月1日施行）
  - (2) 譲与財産境界明示取扱要綱（平成18年4月1日施行）

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日より施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に提出されている申請書及び依頼書は、従前の例により取扱うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日より施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に提出されている申請書及び依頼書は、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、平成26年6月30日までの間は、改正前の道路等境界確認事務取扱要綱の規定による申請については、なお受理することができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日より施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に提出されている申請書及び依頼書は、なお従前の例により取扱うことができる。
- 3 第1項の規定に関わらず、平成28年6月30日までの間は、改正前の道路等境界確認事務取扱要綱の規定による申請については、なお受理することができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日より施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に提出されている申請書及び依頼書は、なお従前の例により取扱うことができる。
- 3 第1項の規定に関わらず、令和元年6月30日までの間は、改正前の道路等境界確認事務取扱要綱の規定による申請については、なお受理することができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年11月30日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年３月１日より施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に提出されている申請書及び依頼書は、なお従前の例により取扱うことができる。
- 3 第１項の規定に関わらず、令和３年４月３０日までの間は、改正前の道路等境界確認事務取扱要綱の規定による申請については、なお受理することができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和６年４月１日より施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に提出されている申請書、依頼書及び立会確認報告書は、それぞれ改正後の道路等境界確認事務取扱要綱（以下「新要綱」という。）の相当の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 第１項の規定に関わらず、令和６年４月３０日までの間は、改正前の道路等境界確認事務取扱要綱の規定による申請書及び立会確認報告書については、それぞれ新要綱の相当の規定に基づいて提出されたものとみなし、受理することができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年４月１日より施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に提出されている申請書及び依頼書は、なお従前の例により取扱うことができる。
- 3 公園等境界確認事務取扱要綱（平成２１年４月１日施行）は廃止する。

第1号様式

境界  
区域 確認申請書

年 月 日

(宛 先)  
名古屋市長

申請者（土地所有者） 住 所  
氏 名

代 理 人 住 所  
職 業  
氏 名  
電話番号  
Eメール:

下記土地について必要図書を添えて申請します。

記

1. 申請地

2. 確認区分 （該当項目に☑を記入）

- ☐ 道 路 路線名
- ☐ 河 川 ☐準用河川 ☐一級河川 ☐二級河川 （河川名 ）
- ☐ 都市公園 公園名
- ☐ 公共用地 ☐有地番  
☐譲与財産 譲与番号 （☐道路 ☐水路）

3. 申請理由

4. 道路等境界確認事務取扱要綱第12条の2に規定する協議等の省略について

☐ 同意する（協議等をしない） ☐ 同意しない（協議等をする） ☐ 未定

5. 添付図書

- (1) 現地見取り図  
(2) 地図（公図）の写し  
(3) 申請地及び市有地に係る登記事項証明書等（発行日より3か月以内）  
(4) 代理人による申請の場合は委任状  
(5) その他（境界確認に参考となる図書等）  
地積測量図、筆界特定書（添付図面を含む）、土地区画整理確定図、等

【注】

- 1 確認したい区分を○で囲んでください。
  - (1) 境界・・・申請地と市有地等との所有権の範囲を確認したい場合。
  - (2) 区域・・・道路等で（認定道路等で敷地が市有地以外）区域を確認したい場合。
- 2 申請者の氏名及び代理人の氏名
  - (1) 土地所有者本人による申請の場合  
イ 申請者（土地所有者）は署名又は記名押印をしてください。
  - (2) 代理人による申請の場合  
イ 申請又は立会等を土地所有者の代理人が行うときは委任状を添付してください。  
ロ 代理人は職業（会社名、肩書（例えば土地家屋調査士等））を記入してください。  
ハ 申請者欄の押印は委任状をもって省略することができます。
- 3 申請地 境界確認を必要とする箇所の所在地について、登記事項証明書等にある記載と同様に記入してください。
- 4 確認区分
  - (1) 道路・・・申請地に接する路線名を記入してください。
  - (2) 河川・・・申請地に接する河川名を記入してください。
  - (3) 都市公園・・・申請地に接する公園名を記入してください。
  - (4) 公共用地境界・・・申請地に接する公共用地地番又は譲与番号を記入してください。
- 5 申請理由 分筆測量、境界確認、地積確認、塀の施工等理由を具体的に記入してください。
- 6 道路等境界確認事務取扱要綱第12条の2に規定する協議等の省略について  
申請地が座標明示地区の場合、申請地に係る協議点が他の境界確認において確認されているときは、実測図の作成及び協議（協議等）を省略することができます。同意した場合は、申請地に係る協議点を境界座標確認書（第12号様式）により通知します。申請時点で判断しかねる場合は、未定を選択してください。
- 7 添付図書
  - (1) 現地見取り図  
申請地に到着できる主要点の入った範囲の図面で1/1，500程度とし、申請地を赤の斜線で分かりやすいように記入してください。
  - (2) 地図（公図）の写し  
申請地と市有地の位置がわかる法務局備付けの地図、公図（地図等を転写した場合、年月日を記入してください。）に申請箇所を朱線で表示して下さい。
  - (3) 申請地と市有地の申請日前3か月以内の登記事項証明書等  
共有者がいる場合は登記事項要約書の提出を求める場合があります。現住所と登記の住所が異なる場合は住所の繋がりを示す公的書類を添付してください。
  - (4) 代理人による申請の場合に添付する委任状  
道路等境界確認事務取扱要綱第4条第2項及び第3項による規定をする場合に限り、代理権限を明記し、申請者（土地所有者）が署名又は記名押印したものを添付してください。
  - (5) その他参考図書等（地積測量図、筆界特定書（添付図面を含む）、土地区画整理確定図、等）  
その他参考図書等は、重要な資料となりますので、これらがある場合は併せて添付してください。また、参考となる現地の杭がありましたら図面に表示してください。
- 8 現況実測図の作成  
現況実測図とは、本市所有の土地と民有地との境界調査を実施するにあたり、現況構造物及び境界杭等の位置関係、多角点の位置などを表したものです。申請後、本市より測量範囲を連絡しますので実測して提出してください。
- 9 立会
  - (1) 第8条に定める境界の確認を行ったのち、境界確認協議図（第8号様式）を提出してください。
  - (2) 申請を取り下げる場合は、原則として取り下げ報告書（第3号様式）を提出してください。ただし、一度受理した申請書は返却いたしません。

第 2 号様式 削除

第3号様式

## 取 り 下 げ 報 告 書

年 月 日

(宛 先)  
名古屋市長

申請者（土地所有者） 住 所  
氏 名

代 理 人 住 所  
職 業  
氏 名  
電話番号  
Eメール：

年 月 日付で提出した確認申請書は、下記理由により取り下げを報告します。

### 記

1. 申請地
2. 申請番号
3. 取り下げ理由
4. 添付図書

【注】

1 申請者の氏名及び代理人の氏名

(1) 土地所有者本人による申請の場合

イ 申請者（土地所有者）は署名又は記名押印をしてください。

(2) 代理人による申請の場合

イ 申請書添付の委任状に取り下げ権限が含まれている場合

委任状の添付は必要ありません。

ロ 申請書添付の委任状に取り下げ権限が含まれていない場合

取り下げ権限を明記した委任状を添付あるいは申請者欄への署名又は記名押印をしたものを提出してください。

ハ 代理人は職業（会社名、肩書(例えば土地家屋調査士等)）を記入してください。

(3) 申請者が死亡した場合

イ 本人申請において、申請者（土地所有者）の下段に、相続人は署名又は記名押印をしてください。

ロ 代理人申請において、申請書添付の委任状に申請者が死亡した場合の取り下げ権限が含まれている場合、申請者欄への署名又は記名押印及び委任状の添付は必要ありません。

2 申請地

申請書と同様の内容を記載してください。

3 取り下げ理由

取り下げ理由は要点を明確に記載してください。

- 例
- ・申請者都合～～により、本申請地に関わる確認申請書を取り下げます。
  - ・所有権移転のため、本申請地に関わる確認申請書を取り下げます。

第4号様式

測 量 依 頼 書

年 月 日

(宛 先) 測量調査課長

課公所長

担当職員 氏 名  
電話番号

次のとおり依頼します。

1 依頼箇所

2 確認区分 (該当項目に☑を記入)

☐ 道 路 路線名

☐ 河 川 ☐準用河川 ☐一級河川 ☐二級河川 (河川名 )

☐ 都市公園 公園名

☐ 公共用地 ☐有地番  
☐譲与財産 譲与番号 ( ☐道路 ☐水路 )

3 依頼理由

4 施工時期

5 添付図書 (1) 現地見取り図  
(2) 地図 (公図) の写し

6 測量作業協議 年 月 日

第 年 月 日  
号

## 境界確認作業通知書

(宛 先)  
(課 公 所 長)  
(工事担当)

測量調査課長

年 月 日付で依頼のありました、別添依頼書記載箇所の境界確認作業は、  
下記により実施してください。

### 記

#### 1. 依頼箇所

#### 2. 境界確認作業方法（該当項目に☑を記入）

☐ 工事担当 【☐境界調査工（確認・復元）・☐その他】

☐ 測量調査課 【☐直営・☐委託】

#### 3. 送付資料名

（注）工事担当者は、第6号様式（境界確認結果報告書）と測量結果の写しを測量調査課  
担当者まで送付すること。

（注）送付資料には、機密情報等が含まれるので取扱いに留意すること。

## 境界確認結果報告書

年 月 日

(宛 先) 測量調査課長

(課公所長)

工事担当

年 月 日付、第 号で境界確認作業通知のありました、境界確認の結果を次のとおり報告します。

工事件名等

| 依頼箇所 区 町 地内 |       |       |       |        |         |
|-------------|-------|-------|-------|--------|---------|
| 地 番         | 所有者氏名 | 立会者氏名 | 立会年月日 | 立会結果   |         |
|             |       |       |       | 官民境界位置 | 構造物設置位置 |
|             |       |       |       |        |         |
|             |       |       |       |        |         |
|             |       |       |       |        |         |
|             |       |       |       |        |         |

注1) 土地区画整理事業等が行われていない地域については、対側地も立会いを行うものとする。

注2) 立会結果欄の記載方法

官民境界位置 : 官民境界の位置に同意を得た場合 ○

官民境界の位置に同意を得られなかった場合 ×

構造物設置位置 : 官民境界に構造物を設置した場合 ○

官民境界に構造物を設置出来ていない場合 ×

注3) 立会写真を添付すること。

注4) 測量結果の写しを添付すること

第 7 号様式 削除

境界確認協議図

|      |  |
|------|--|
| 申請番号 |  |
|------|--|

基準点網図

名古屋市協議点一覧表

| 点名 | X 座標 | Y 座標 | 備考 |
|----|------|------|----|
|    |      |      |    |
|    |      |      |    |

基準点等座標一覧表

| 基準点等種別 | 点名 | X 座標 | Y 座標 | 備考 |
|--------|----|------|------|----|
|        |    |      |      |    |
|        |    |      |      |    |
|        |    |      |      |    |
|        |    |      |      |    |

|       |       |      |   |
|-------|-------|------|---|
| 申請地   |       |      |   |
| 座標系   |       | 縮尺係数 |   |
| 縮尺    |       | 単位   | m |
| 作成年月日 | 年 月 日 |      |   |
| 作成者   |       |      |   |

【注】

- 1 境界確認協議図は、日本産業規格A列3番で作成して下さい。
- 2 図面には以下の事柄を記載してください。
  - ・ 申請番号（○区R○－○）
  - ・ 方位
  - ・ 申請地番、関係地番（関係人がいる場合）
  - ・ 名古屋市協議点、協議内容
  - ・ 調査に使用した基準点等と名古屋市協議点の座標一覧表
  - ・ 基準点網図には使用した公共基準点と補助基準点を記載してください。
  - ・ 近傍の恒久的地物（引照点等）に基づく測量の場合は、その位置と補助基準点の位置を基準点網図に記載して下さい。
  - ・ 申請地（申請書と同じ）
  - ・ 座標系、縮尺係数、縮尺、単位
  - ・ 作成年月日、作成者（表面記載の図表の行数等については、枠内に収まるよう必要に応じて変更してください。）
- 3 その他
  - ・ 座標明示地区においては、隣接地と境界立会後に申請地の確定測量図(PDF)及び画地 SIM を電子メールにて提出してください。
  - ・ 関係人がいる場合は下の表に必要事項を記載してください。

|               |       |
|---------------|-------|
| 申請番号          |       |
| 関係地番          |       |
| 立会年月日         | 年 月 日 |
| 関係人（又は代理人）の氏名 |       |
| その他必要な事項      |       |

第 年 月 号  
年 月 日

様

名古屋市長

## 境界確認書

下記土地との境界確認について、本書添付のとおり確認しました。

記

土地の所在（申請地）

連絡先 緑政土木局路政部測量調査課  
電話番号

※ 座標明示地区においては、隣接地と境界立会後に申請地の確定測量図及び画地 SIM を電子メールにて提出してください。

第 年 月 日  
号

様

名古屋市長

## 境界確認不調通知書

年 月 日付で申請のあった下記土地との境界確認については  
下記の理由により協議不調となったので通知します。

### 記

1. 土地の所在（申請地）
2. 不調理由

連絡先 緑政土木局路政部測量調査課  
電話番号

第 1 1 号様式

## 経 過 報 告 書

年 月 日

(宛 先)  
名古屋市長

申請者（土地所有者） 住 所  
氏 名

代 理 人 住 所  
職 業  
氏 名  
電話番号  
Eメール:

年 月 日付で道路等境界確認事務取扱要綱第 1 3 条第 4 項の規定により依頼がありましたので、本書を提出します。

### 記

1. 申請地

2. 報告内容

【注】

1 申請者の氏名及び代理人の氏名

(1) 土地所有者本人による申請の場合

イ 申請者（土地所有者）は署名又は記名押印をしてください。

(2) 代理人による申請の場合

イ 申請者欄へ氏名を記載して下さい。

ロ 代理人は職業（会社名、肩書(例えば土地家屋調査士等)）を記入してください。

2 申請地

申請書と同様の内容を記載してください。

3 報告内容

報告内容は要点を明確に記載してください。

例 1. 申請者都合により、測量作業を中止していますが、○年○月○日頃より再開する予定です。

例 2. 隣接地所有者への境界確認に時間を要していますが、○年○月○日頃には境界確認協議図を提出する予定です。

第 1 2 号様式

第 年 月 号  
年 月 日

様

名古屋市長

## 境界座標確認書

年 月 日付で申請のあった下記土地との境界について、別添座標のとおり確認されていますので通知します。

### 記

#### 1. 土地の所在（申請地）

連絡先 緑政土木局路政部測量調査課  
電話番号

※ 隣接地と境界立会後に申請地の確定測量図及び画地 SIM を電子メールにて提出してください。